政令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十九号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）の施行に伴い、並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第二項、第九十一条及び第九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第一項に規定する住宅の工事現場において」を削り、「限る」を「限り、次号及び第四号の製品の成形又は製造のために用いられるものを除く」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　断熱材（硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）

四　冷蔵機器及び冷凍機器であって、第一種特定製品以外のもの（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含み、硬質ポリウレタンフォームを用いたものに限る。）

第五条を次のように改める。

（報告の徴収）

第五条　主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類の製造業者等に対し、法第二条第六項のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化の状況に関し報告を求めることができる。

2　主務大臣は、法第九十一条の規定により、指定製品の製造業者等（法第十三条第一項の指定製品の製造業者等に限る。）に対し、その製造等に係る指定製品につき、法第四条第二項の使用フロン類の環境影響度の低減の状況に関し報告を求めることができる。

3　主務大臣は、法第九十一条の規定により、指定製品の製造業者等に対し、その製造等に係る指定製品につき、当該指定製品への表示及び当該表示に際して遵守すべき事項の実施の状況に関し報告を求めることができる。

4　主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者に対し、再生証明書（法第五十九条第一項に規定する再生証明書をいう。次項第二号において同じ。）の回付及びその写しの保存又は破壊証明書（法第七十条第一項に規定する破壊証明書をいう。第七項第二号において同じ。）の回付及びその写しの保存の実施の状況に関し報告を求めることができる。

5　主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一　フロン類の引取り、再生又は引渡しの実施の状況

二　再生証明書の送付及びその写しの保存に関する事項

6　主務大臣は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類再生業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第四項において同じ。）に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

7　主務大臣は、法第九十一条の規定により、フロン類破壊業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一　フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊の実施の状況

二　破壊証明書の送付及びその写しの保存に関する事項

8　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品（法第十六条第一項に規定する管理第一種特定製品をいう。次条第六項において同じ。）の使用等の状況に関し報告を求めることができる。

9　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品整備者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一　フロン類の充塡の委託、回収の委託又は引渡しの実施の状況

二　法第三十七条第二項の通知に関する事項

三　法第三十九条第二項の通知に関する事項

10　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、情報処理センターに対し、法第七十七条第一号及び第三号に掲げる業務の実施の状況に関し報告を求めることができる。

11　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品廃棄等実施者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

一　フロン類の引渡しの実施の状況

二　法第四十三条第一項の回収依頼書の交付及びその写しの保存に関する事項

三　委託確認書（法第四十三条第二項に規定する委託確認書をいう。第十三項第三号において同じ。）の交付及びその写しの保存に関する事項

四　法第四十三条第四項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項

五　引取証明書（法第四十五条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。）の保存及びその写しの交付に関する事項